地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙１－５
＜教育文化スポーツ事業＞

目　次

【標準事業】

１　社会教育文化スポーツ施設整備事業（ハード）　－ 1ページ

ア　社会教育施設整備事業

イ　文化振興施設整備事業

ウ　青少年健全育成施設整備事業

エ　屋内・屋外スポーツ施設整備事業

２　文化スポーツ振興事業（ソフト）　－ 2ページ

３　文化財保存整備事業（ハード・ソフト）　－ 3ページ

４　市町村等高等学校施設等整備事業（ハード）　－ 5ページ

1　社会教育文化スポーツ施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 社会教育施設整備事業 (2) 文化振興施設整備事業 (3) 青少年健全育成施設事業 (4) 屋内・屋外スポーツ施設整備事業 ※幼稚園及び義務教育施設の整備事業を除く。 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

2　文化スポーツ振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域文化、スポーツの振興に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第2号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

3　文化財保存整備事業（ハード事業・ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		1　ハード事業 市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 文化財保存整備の実施主体 2　ソフト事業 市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 ＜市町村が補助することができる団体＞ 文化財保存整備の実施主体 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 (1) 局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 (2) 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 (3) 市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 (4) 実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		1　文化財の保存整備のために実施する次の事業を対象とする。（幼稚園及び義務教育施設の整備事業を除く。） (1) 国庫補助を受けて行う事業 (2) 道または市町村指定文化財に係る保存整備事業 2　上記のほか、次の定めによる (1) ハード事業 別紙２－１の第１に定めるとおり (2) ソフト事業 別紙２－１の第２に定めるとおり
交付対象経費		1　国庫補助を受けて行う事業 国庫補助対象経費と同様とする。 2　道または市町村指定文化財に係る保存整備事業 北海道文化財保護条例または市町村条例に基づき指定された文化財に係る保存整備事業に要する経費 3　上記のほか、次の定めによる (1) ハード事業 別紙２－２の第１に定めるとおり (2) ソフト事業 別紙２－２の第２に定めるとおり
交付率		２分の１以内 ただし、市町村指定文化財に係る保存整備事業は３分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　ハード事業 (1) 市町村 １億円 (2) 一部事務組合及び広域連合 ２億円 2　ソフト事業 (1) 単一市町村 500 万円 (2) 一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円
	下限額	1　ハード事業 市町村、一部事務組合及び広域連合 250 万円 2　ソフト事業

		単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円
	その他	1　ハード事業 別紙２－３の第１の１に定めるとおり 2　ソフト事業 別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		1　国庫補助を受けて行う事業 交付要綱第３の１の規定を適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。 2　上記のほか、次の定めによる (1) ハード事業 別紙２－３の第２の１に定めるとおり (2) ソフト事業 別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		1　ハード事業 事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 2　ソフト事業 継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式））

4　市町村立高等学校施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　市町村立高等学校以外の高等学校がない、若しくは１校の市町村における、交付税措置のある地方債の対象とならない市町村立高等学校施設の整備事業 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
	そ　の他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式））